

新規参入希望者の就農に向けた取組への御協力のお願い

本市では、これから農業を担う意欲ある新規就農者を確保し、本市農業の活性化を図ることを目的として、新規参入希望者を就農につなげる支援を実施しています。

たとえば、次のような方から、露地野菜、果樹、花卉の栽培に向けた就農相談が多数寄せられています。

(例) かながわ農業アカデミー卒業生、神奈川県認定の研修機関修了生
障害者雇用で法人就農に取り組む企業 など

市では、新規参入希望者が営農を開始するにあたって、地域コミュニティへの積極的な参加に御参加いただくことを前提とし、①農地を全て効率的に利用できるか、②周辺の農地利用に支障がないか、③農業経営に必要な技術の習得状況や管理実績の確認などを行っています。引き続き、地域での新規参入希望者の受入れに御理解と御協力をお願ひいたします。

問合せ：農業振興課 TEL 860-2462

神奈川県 トップ経営体の育成に向けた研修及び補助金について

神奈川県では、常時雇用ができる販売額3,000万円以上（畜産5,000万円以上）の優れた経営感覚を有する経営体（トップ経営体）の育成に取り組んでいます。御関心のある方は、本市へ御相談ください。

経営規模拡大のために行う、施設整備や機械導入等に必要な経費の補助を行います。

- ①かながわ農業版MBA研修（R8年度は未実施。R9年度は実施予定）
- ②トップ経営育成事業補助金

※対象者：①の研修修了者又は修了者が経営に関与している経営体向け

※補助率：施設整備等経費の3分の1以下（限度額：1,000万円）

問合せ：農業振興課
TEL 860-2462

農業経営高度化に関する専門家派遣の募集について

本市では、認定農業者の方等に対し、税理士や中小企業診断士等の経営の専門家を派遣し、支援する制度を設けております。

経営改善・発展や経営継承、法人化など、農業経営に関して不安や課題を抱えている方に、経営の専門家が個別訪問を行い、お悩みにお応えします。



【対象者】認定農業者等で、川崎市に住所を有する農業を営む方、または川崎市に本店が所在する農業法人

【申込方法】令和8年1月30日（金）まで（予算がなくなり次第終了となります。）

問合せ：農業振興課 TEL 860-2462

施設園芸燃油高騰対策事業費補助金について

本市では、市内で施設園芸を行う農業者に対し、燃油高騰に対する影響を減らし事業継続等を図るため、燃油価格の増加分に補助金を交付します。詳細については市HPで御案内しますので、御活用ください。

【対象経費】令和7年4月～令和8年3月に施設園芸に使用する燃油（A重油・灯油）

対象燃油1リットルあたり19円

【申請期間】11月中旬～12月中旬頃（予定）

問合せ：農業技術支援センター
TEL 945-0153

みのり

辰の達人

川崎市農政情報誌

発行 川崎市都市農業振興センター
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
電話 044-860-2462
FAX 044-860-2464
E-mail 28nogyo@city.kawasaki.jp


©中本竹誠

新しい川崎市農業振興計画について御意見募集のお知らせ ～豊かな「農」ある暮らしを次世代へ～

川崎市では、農業者の皆さんもっと農業を続けられるよう、また市民の皆さんにかわさきの農業をもっと知つてもらえるよう「川崎市農業振興計画」を策定し、様々な取組を進めてまいりました。

しかし、現在は気候変動や農業資材の高騰化、市民の皆さまの環境意識の高まりなどの社会経済環境の変化に加えて、超高齢化社会における農業の担い手の育成・確保や、農業経営の多様化など、様々な課題に向けた対応が必要となっています。そして、農業者の皆さんには自治会や行事などにおける地域の担い手でもあり、行政の重要なパートナーとして欠かせない存在です！

今後も、豊かな「農」ある暮らしを次世代へ継続していくため、令和8年度からの新たな「川崎市農業振興計画」の改正案を取りまとめましたので、是非皆さまの御意見をお聞かせください。

<パブリックコメント（意見公募）について>

- ・意見の募集期間：令和7年12月1日（月）から
令和8年1月5日（月）まで
- ・意見の提出方法：詳細が決まりましたら、
本市HP等でお知らせいたします。
- ・問い合わせ：川崎市農業振興課 電話：860-2462



川崎市農業振興計画HP
(現在策定しているもの)



生産緑地地区の指定申出の受け付けを開始します ～接道の基準が改正されました！～

接道の基準を満たさず指定できない農地がありましたが、令和7年度の生産緑地地区追加拡大の受付から、改正された接道の基準により審査を行います。

農機具の搬入経路等が確保され、営農に支障がないと認められる場合は接道のない農地についても条件付きで生産緑地に指定できるようになります。

- ・受付期間：令和7年12月19日（金）～令和8年1月19日（月）
8時30分～12時、13時～17時
- ・場所：川崎市都市農業振興センター農地課
(高津区梶ヶ谷2丁目1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階)

詳しくはこちら→



生産緑地地区の仕組み



生産緑地地区の指定の要件

問合せ：農地課
TEL 860-2461

農地管理に困っている方は市に御相談ください

御自身や御家族での耕作が難しいなど、管理にお困りの農地がある場合には、貸借期間の満了とともに貸借が終了するといった貸し借りしやすい制度もありますので、お気軽に御相談ください。農地の所在区域ごとに、次のとおり貸借方法などが異なります。

区分	農地区域			特徴	
	市街化調整区域	市街化区域			
		生産緑地	生産緑地以外		
① 農地中間管理事業※1	○	×	×	・期間が満了したら貸借終了(更新可) ・納税猶予制度を受けたまま、農業者等自ら耕作する者と貸借可能	
② 都市農地貸借法	×	○	×	・期間が満了したら貸借終了(更新可) ・納税猶予制度を受けたまま、農業者等自ら耕作する者や市民農園開設者と貸借可能	
③ 農地法	○	○	○	・契約は自動更新で、解約には農地法に基づく貸主・借主の合意解約等が必要 ・納税猶予制度を受けている場合は猶予打ち切り	

※1 令和7年4月から、利用権設定に基づく農地の貸借は農地中間管理機構（神奈川県では公益社団法人神奈川県農業会議）経由に変更となりました。なお、令和7年4月1日以降に終期を迎える利用権は、設定した期間満了日まで有効です。

- 問合せ：①農業振興課 Tel860-2462
②農地課（農業者等との貸借）Tel860-2461
③農業振興課（市民農園開設者との貸借）Tel860-2462
④農地課 Tel860-2461



農地の手続きや管理は適正に行いましょう

法律では、農地の権利を有する者は、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないと定められています。

また、農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すことが困難となり、周辺農地や近隣住民に悪影響を及ぼす可能性もあります。

都市の中にある農地は、新鮮な農産物を提供するなど、所有者だけでなく地域にとっても貴重な財産ですので、農地の適正な管理をお願いします。

なお、農業委員会では、農地の適正な管理に向けた各種制度を御案内しておりますので、お気軽に御相談ください。

各種制度や手続きについては、農業委員会のホームページも御覧ください。



問合せ：農業委員会事務局 Tel860-2461

農地管理に困っている方は市に御相談ください

援農ボランティア（有償）のお知らせ



私一人では作業が間に合わないなあ



人手不足にお悩みではありませんか？
そんな時はぜひ、援農ボランティアを御活用ください。

【援農ボランティアとは】

農業技術支援センターが神奈川県・JAセレサ川崎・同そ菜部・果樹部・花き部の協力を得て実施した「かわさきそだち栽培支援講座」の修了生による援農グループです。

今年の4月から施設園芸の講座を受講した修了生が新たに加わりました。繁忙期の作業手伝い等、援農を希望される方はぜひ御検討ください。

【お申し込み方法】

農業技術支援センターあてに求人票をFAXまたは電子メールにてお送りください。作業内容・条件（賃金等）などの交渉ののち、援農を行います。

【求人票の請求・相談・問合せ先】 農業技術支援センター
電話 044-945-0153 FAX 044-945-6655
メールアドレス 28noujic@city.kawasaki.jp

農業者年金に加入しましょう

農業者年金の制度は、少子・高齢化による加入者数の変化や財政事情に左右されない、今の時代にあった安全・安心な公的年金です。

農業者年金の6つのポイント

- ・農業者の方なら広く加入できます。
- ・積立方式・確定拠出型の年金です。
- ・通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます。
(月2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）
～6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に決められます。)
- ・終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります。
- ・税制上の優遇措置があります。
- ・一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。



詳しくは農業者年金のホームページを御覧ください。

問合せ：農業委員会事務局 Tel860-2461

詳しくは農業者年金のホームページを御覧ください。

不動産の登記について～住所・名前の変更登記が義務化されます～

令和8年4月1日から、不動産の所有者（所有権の登記名義人）は、氏名もしくは名称又は住所（以下「住所等」といいます。）について変更があったときは、その変更日から2年以内に変更の登記の申請をすることが義務付けられます。

また、正当な理由がないのに、その申請を怠ったときは、5万円以下の過料の適用対象となります。

なお、施行日より前に住所等を変更した場合も義務化の対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります。

また、不動産の所有者は、農地法の許可・届出後に農地を転用し、現況が変わった場合にも、1か月以内に地目変更の登記の申請をすることが義務付けられています。

登記に関する申請や相談は、最寄りの法務局までお願いします。



詳しくは法務省のホームページを御覧ください。

問合せ：農業委員会事務局 Tel860-2461